

東野中学校いじめ防止基本方針

平成26年4月1日策定（平成30年2月1日改訂）

1 いじめ防止に向けた学校の考え方

（1）いじめの定義

いじめ防止対策推進法第2条にあるように、「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

（2）いじめ防止等に向けての基本理念

学校教育目標「正義を重んじ、社会の一員として求められる力を育てます。」を具現化するため、生徒のコミュニケーション能力の向上による豊かな人間性と社会性を持つ生徒を育てる基本に生徒指導上の課題に対応している。

また、地域でのボランティア活動や生徒会役員が中心となる毎朝のあいさつ運動のように、生徒一人ひとりの自己有用感や存在意義を感じられる組織的な取り組みを継続している。

だれもが安心して豊かに生活できるよう、いじめの問題はすべての学校生活に関わるだけでなく、社会的にも許されない行為であることを強く認識し、生徒の実態を把握し、組織的かつ計画的に教員及び関係者の認識の共有と徹底を図ることとする。

2 「学校いじめ防止対策委員会」の設置

（1）委員会の構成員

【小委員会】校長 副校長 教務主任 生徒指導専任教諭 学年主任

【大委員会】校長 副校長 教務主任 生徒指導専任教諭 学年主任 養護教諭

生徒指導部 人権指導部 学級担任 部活動顧問

なお、必要に応じて外部委員として行政等の関係機関の専門家を参集する

（2）委員会の運営

本委員会は、週1日以上定期的に開催する。また、いじめの疑いがある段階で直ちに本委員会を開催する。

- ・いじめに関する情報収集や記録、対応に関する役割分担をする際の中核となる
- ・会議録を作成・保管し、進捗の管理を行う
- ・いじめ防止に向けて年間計画の作成やP D C Aサイクルでの検証を行う
- ・市の設置する「いじめ問題対策連絡協議会」と連携する

（3）委員会の活動内容

月	活動内容について
4	生徒指導研修・生活アンケート・教育相談 朝のあいさつ運動
5	遠足、宿泊等体験活動、家庭訪問
6	学校地域家庭連携事業総会・地区懇談会・体育大会
7	生徒指導研修・生活アンケート・個人面談・職業体験活動
8	地域パトロール
9	教育相談
10	学校を開く週間・合唱コンクール
11	人権講演会
12	いじめ解決一斉キャンペーン・個人面談
1	生徒指導研修
2	新入生保護者説明会
3	生活アンケート・教育相談
年間	いじめ防止対策委員会（週1回・随時）、東野中学校区ブロック専任会（月1回）

※小中学校による情報交換は毎月行う

3 いじめの未然防止、早期発見・事案対処

(1) いじめ防止への取組

- ・日頃より生徒とのかかわりを密にし、情報収集を徹底する
- ・いじめ問題に関わる道徳授業の実施
- ・遠足、宿泊行事等の体験活動を通して仲間を大切にする心を培う
- ・新入生保護者説明会、保護者会等の機会を捉えた正しい携帯電話の使い方の啓発活動の実施
- ・生徒向けインターネット、SNSの危険性についての講演会(ネットいじめ防止)実施
- ・リーフレット等、資料活用した啓発活動の実施
- ・人権講演会等を通じて人権教育の充実を図る
- ・チャレンジタイム（小中交流）等を通して自己有用感の醸成
- ・小中学校による情報交換
- ・いじめ相談担当者を決め、生徒・保護者に周知する

(2) いじめの早期発見

- ・毎日の生徒下校後の学年会及び週一回の生徒指導部会での情報共有
- ・定期的なアンケート調査の実施（4月・7月・12月・3月）
- ・いじめ解決一斉キャンペーンの実施（毎年度）
- ・教育相談の実施（4月・9月・3月）
- ・個人面談の実施（7月・12月）
（不登校生徒への取り組み）
 - ・欠席生徒の家庭への毎日の連絡
 - ・3日続けて欠席した生徒への家庭訪問 を基本とする

(3) いじめに対する措置

- ・いじめの疑われる段階で、校長に直ちに報告するとともに組織的に対応する
- ・被害生徒に対し、生徒の状態にあわせたケアを行うとともに、保護者への支援を行う
- ・加害生徒に対し、再発防止へ向け指導するとともに、生徒の状態にあわせた継続的な指導・支援を行うとともに、保護者への支援を行う
- ・被害生徒が教室で安心して学習できるよう、状況に応じて加害生徒を別室で学習指導をする
- ・被害生徒、保護者の意向を踏まえ所轄警察署や関係機関と情報連携を行う

(4) 研修

- ・いじめに関する職員研修会の実施（7月）
- ・毎日の放課後の打ち合わせ

(5) 学校・家庭・地域連携事業等との連携

- ・地区懇談会やまちづくり懇話会等を利用して、いじめ問題などを保護者、地域等と共有する

4 重大事態への対処

(1) 重大事態の定義

いじめ防止対策推進法28条第1項においては、いじめ重大事態の定義は「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」（同項第1号）、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」（同項第2号）とされている。

(2) 発生の報告

学校は、重大事態が発生した場合（疑いを含む）は、直ちに教育委員会に報告する。

5 いじめ防止対策の点検・見直し

「学校は、いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、少なくとも年1回点検を行い、必要に応じて組織や取組等の見直しを行う（P D C Aサイクル）。必要がある場合は、横浜市いじめ防止基本方針を含めて見直しを検討し、措置を講じる。」